

議第72号

高山市給水条例の一部を改正する条例について

高山市給水条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和元年9月3日提出

高山市長 國 島 芳 明

提案理由

水道法等の改正に伴い改正しようとする。

高山市給水条例の一部を改正する条例

高山市給水条例（平成9年高山市条例第30号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(手数料)</p> <p>第35条 手数料は、次の各号の区分により、申込者から申込みの際、これを徴収する。ただし、市長が、特別の理由があると認めた申込者からは、申込後、徴収することができる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 指定給水装置工事事業者手数料（第10条第1項の規定による給水装置工事事業者の<u>指定</u>に係る手数料をいう。） 1件につき 10,000円</p> <p>(4) (略)</p>	<p>(手数料)</p> <p>第35条 手数料は、次の各号の区分により、申込者から申込みの際、これを徴収する。ただし、市長が、特別の理由があると認めた申込者からは、申込後、徴収することができる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 指定給水装置工事事業者手数料（第10条第1項の規定による給水装置工事事業者の<u>指定（法第25条の3の2第1項の規定による指定の更新を含む。）</u>に係る手数料をいう。） 1件につき 10,000円</p> <p>(4) (略)</p>
<p>(給水装置の基準違反に対する措置)</p> <p>第47条 市長は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、水道法施行令（昭和32年政令第336号）<u>第4条</u>に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合していないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(給水装置の基準違反に対する措置)</p> <p>第47条 市長は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、水道法施行令（昭和32年政令第336号）<u>第6条</u>に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合していないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。</p> <p>2 (略)</p>

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。